

## 船舶事故調査報告書

平成28年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月23日 19時30分ごろ
発生場所	愛知県南知多町野島東方沖 尾張野島灯台から真方位114° 1,300m付近 (概位 北緯34° 39.2′ 東経137° 01.2′)
事故の概要	漁船第十八成怡丸は、南進中、漁船一盛丸は、漂流中、両船が衝突した。 第十八成怡丸は、左舷船首部に凹損を生じ、また、一盛丸は、右舷船首部に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八成怡丸、14.80トン AC2-4140（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 一盛丸、4.6トン AC3-37959（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に凹損 B 右舷船首部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	船長Aは、魚群探知機で魚群探索を行いながら航行していたところ、前路至近に白1灯を認めて機関を中立運転とし、右舵をとった。 B船は、流し網の投入を終え、網の南端に係留索をつなぎ、機関を中立運転として、船首を北方に向けて漂流していた。 船長Bは、右舷船首方にA船の右舷灯を認め、A船はB船の右舷側を通過するものと思い、漂流を続けていたところ、A船がB船に向かって接近する態勢となった。
分析	A船は、船長Aが、魚群探索に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、右舷船首方にA船の右舷灯を認めたものの、A船はB船の右舷側を通過するものと思い、漂流を続けたものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、夜間、A船の船長Aが前路の見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが漂泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うとともに、接近する他船を認めた場合には、その船舶を十分に監視して衝突のおそれの有無を確認すること。</li></ul>